令和８年度早川町地域防災計画改定の概要

Ⅰ.改定の目的

今年度の早川町地域防災計画改定の主な目的は、以下のとおりである。

①関連計画の修正へ対応

・前回改定（令和３年３月）以降に実施された災害対策基本法の改正に基づく防災基本計画の修正内容を本計画の該当箇所に反映。
・前回改定（令和３年３月）以降に実施された山梨県地域防災計画の修正内容を本計画の該当箇所に反映。
・山梨県地震被害想定調査（令和５年５月）を本計画の該当箇所に反映。

②早川町の特性や最新の現状へ対応

・町の基礎資料を整理し、本計画の「町の特性や最新の現状」に係る箇所に反映。

Ⅱ.前回改定以降の主な法改正等の概要

（１）防災基本計画

①防災基本計画：令和７年７月改正の主な修正項目

令和６年能登半島地震等災害対応の教訓、災害対策基本法等の改正、施策の進展等を踏まえた修正

- **関連する法令の改正を踏まえた修正**
  国による災害対応の強化/被災者支援の充実/復旧・復興の迅速化
- **令和６年能登半島地震を踏まえた修正**
  被災者支援の充実/保健医療福祉支援の体制・連携の強化/官民連携や人材育成の推進/消防防災力の充実強化/インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保/被災地における学びの確保/防災DXの加速
- **その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正**
  岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し

②防災基本計画：令和６年６月改正の主な修正項目

令和６年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正

- **関連する法令の改正を踏まえた修正**
  活動火山対策の強化/災害支援ナースの充実・強化/国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施/緊急通行車両確認標章等の事前交付
- **令和６年能登半島地震を踏まえた修正**
  被災地の情報収集及び進入方策/自治体支援/避難所運営/物資調達・輸送
- 最近の施策の進展等を踏まえた修正
  新たな総合防災情報システムの運用開始/水害対策の強化/避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- **その他各省庁における振り返り**
  長時間継続する津波の見通し等に関する解説/より実態に即した液状化リスク情報の提供

③防災基本計画：令和５年５月改正の主な修正項目

最近の災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正

- **日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正**
  北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達
- **令和４年に発生した災害を踏まえた修正**
  旅客船の総合的な安全・安心対策の強化/火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達
- **最近の施策の進展等を踏まえた修正**
  多様な主体と連携した被災者支援/国民への情報伝達/デジタル技術の活用

④防災基本計画：令和４年６月改正の主な修正項目

最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正

- **関連する法令の改正を踏まえた修正**
  津波対策の推進/豪雪地帯における雪害対策の推進/交通の危険災害応急対策に従事する航空機の安全確保
- **令和３年に発生した災害を踏まえた修正**
  盛土による災害の防止に向けた対応/安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化/適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
  航路等に漂流する軽石の除去/海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令
- **その他最近の施策の進展等を踏まえた修正**
  防災情報のデータ連携のための環境整備/自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進/線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等

⑤防災基本計画：令和３年５月改正の主な修正項目

災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正

- **災害対策基本法の改正を踏まえた修正**
  災害対策本部の見直し/個別避難計画の作成/避難勧告・避難指示の一本化等/広域避難に関する事項
- **新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正**
  避難所における感染症対策/避難所開設・運営訓練の実施/パーティション等の備蓄の促進/コロナの自宅療養者等に対する情報共有等/被災自治体への応援職員等の感染症対策
- **その他最近の施策の進展等を踏まえた修正**
  福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保/それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建/女性の視点を踏まえた防災対策の推進

Ⅱ.前回改定以降の主な法改正等の概要

（２）山梨県地域防災計画

①山梨県地域防災計画：令和8年3月修正の主な修正項目

防災基本計画修正に伴う修正、関係機関からの意見を踏まえた修正等

- **防災基本計画修正（令和７年６月）に伴う修正**
  国による災害対応の強化/被災者支援の充実/避難所の開設・運営/多様な主体との連携/林野火災への対応
- **関係機関からの意見を踏まえた修正等**
  山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正/外国人に対する教育、支援
  指定地方行政機関の追加

②山梨県地域防災計画：令和７年3月修正の主な修正項目

防災基本計画修正に伴う修正、県防災会議地震部会の課題検証報告を踏まえた修正等

- **県防災会議地震部会の課題検証報告を踏まえた修正**
  自治体支援/地域防災リーダー/情報収集手段の確保/物資輸送
  避難所運営/福祉避難所の認知度向上/備蓄状況の把握と効率的な分配の検討
- **防災基本計画修正（令和６年６月）を踏まえた修正**
  水害対策の強化/緊急通行車両確認標章等の事前交付/避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援/被災地の情報収集及び進入方策

③山梨県地域防災計画：令和６年3月修正の主な修正項目

防災基本計画修正に伴う修正、地震被害想定調査を踏まえた地震編の修正、富士山火山避難基本計画の策定に伴う火山編の修正等

- **防災基本計画修正（令和５年５月）に伴う修正**
  多様な主体と連携した被災者支援/県民への情報伝達/デジタル技術の活用
- **地震被害想定調査（令和５年５月）を踏まえた地震編の修正**
  想定地震/全建物を対象とした建物被害予測/ライフライン被害で携帯電話の項目を追加/生活支障として、備蓄物資需要量、空き家・別荘の被害、災害関連死の項目を追加/その他の被害として、危険物施設、防災上重要施設、文化財、経済被害、孤立集落の項目を追加
- **富士山火山避難基本計画（令和５年３月）の策定に伴う火山編の修正**
  火山災害警戒地域の指定/噴火警戒レベルに応じた噴火シナリオの作成
  段階的な避難に関する記述/現地対策本部設置の候補施設と設置タイミングに関する記述/噴火前の自主的な分散避難に関する記述

④山梨県地域防災計画：令和５年3月修正の主な修正項目

防災基本計画修正に伴う修正、 令和3年に発生した災害を踏まえた修正等

- **防災基本計画修正（令和４年６月）に伴う修正**
  適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- **令和３年に発生した災害を踏まえた修正**
  盛土に関する記述の追加/安否不明者の氏名公表に関する記述の追加

⑤山梨県地域防災計画：令和３年12月修正の主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた修正、防災基本計画修正を踏まえた修正、県の防災関連施策等を踏まえた修正等

- **災害対策基本法の改正を踏まえた修正**
  避難情報の見直し/個別避難計画の作成/広域避難に関する協議
- **防災基本計画修正（令和３年５月）を踏まえた修正**
  新型コロナウィルス感染症対策

（３）その他の修正

- **山梨県地震被害想定調査（令和５年５月）を踏まえた被害想定の見直し**
  前提条件の東海地震を、南海トラフ地震に変更/報告書の内容の変更に伴い、記載項目の見直し
- **避難情報に関するガイドラインの改定（令和８年３月）踏まえた修正※**
  令和３年５月の避難情報の変更を始めとした、避難情報ガイドラインの改定に伴う修正
- **防災気象情報の変更（令和８年５月）を踏まえた修正※**
  令和８年５月下旬より変更される防災気象情報の変更を踏まえてた修正
- **時点更新を踏まえた修正**
  本編、資料編において、施設の情報や土砂災害警戒区域の数の変更等、時間の経過に伴うデータの修正や部署名、組織名の変更等
- **誤字脱字や表記ゆれなどの微細な修正**

※今年度の防災基本計画改正（今月公表見込）を踏まえ、今後反映





Ⅲ.今回の早川町地域防災計画の主要な改定箇所

第１編　総則編（以下、赤字は計画の修正箇所を示す。頁数は修正前の頁を示す。）

「４　各段階における基本方針」

【改定方針】
各段階における基本方針について、発災前や発災時等の情報収集、復旧・復興の事前準備について等を追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P11～12

- 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための必要な通信手段の確保を行う。
- 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。

第２編　一般災害編

２．災害予防計画
「第１節　防災組織の充実　４　応急体制の整備」

【改定方針】
応急体制のうちの受援・応援について、町からの派遣職員の健康管理を含めた活動体制の確保や応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P36

- 町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。
- 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

２．災害予防計画
「第２節　防災知識の普及・教育及び防災訓練　１　防災知識の普及」

【改定方針】
地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を踏まえた防災知識の普及についてなどについて追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P41

- 地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

２．災害予防計画
「第３節　防災施設及び防災機材の整備、拡充　１　防災施設の整備」

【改定方針】
備蓄に関する修正や孤立に備えた体制の確保について、追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P49

- (略)避難生活に必要な物資を確保するためには、自助・共助・公助の考え方に基づく役割分担が不可欠であり、避難生活に必要な食料や飲料水などの物資は、基本的に各自また旧村ごとに協力して確保する。
  　なお、町が備蓄する避難生活に必要な物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。
  　この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努め。なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- 町の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

２．災害予防計画
「第４節　消防予防計画　１　消防力の充実強化」

【改定方針】
林野火災対策等について、追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P57

- （６）林野火災に対する警戒の強化
  　町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。
  　なお、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
  　また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

Ⅲ.今回の早川町地域防災計画の主要な改定箇所

２．災害予防計画
「第12節　要配慮者対策の推進（福祉保健課）
２　高齢者・障害者等の要配慮者対策」

【改定方針】
個別避難計画の作成について等を追記・修正。
※計画内において「個別避難計画」ではなく「個別の避難支援プラン」と記載

【改訂箇所（一例）】 P82

●個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成する。なお、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別の「避難支援プラン」を作成するよう努める。

●個別の「避難支援プラン」については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別の「避難支援プラン」の情報の適切な管理に努める。

３．災害応急対策計画
「第４節　応援要請計画　１２　広域避難（新設）」

【改定方針】
広域避難ついて等を追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P105

●（１）広域避難の協議
町は、災害が発生するおそれがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する（災害対策基本法第61条の第4項）。
他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める（災害対策基本法第61条の第5項）。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる（災害対策基本法第61条の第6項）。

●（２）広域避難の受入れ体制の整備
町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

３．災害応急対策計画
「第６節　気象予報・警報等の受伝達計画
１　気象予報、警報の受理、伝達」

【改定方針】
令和8年５月下旬から運用予定の新たな防災気象情報への変更を受けた修正
※令和8年５月下旬の正式な運用開始後に修正予定
※下の表は、５月上旬時点で気象庁HPにて確認できる情報を参考情報として掲載

【修正予定箇所（一例）】 P115

●②警報・注意報の種類と発表基準

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署　甲府地方気象台

早川町	府県予報区	山梨県	
	一次細分区域	中・西部	
	市町村等をまとめた地域	峡南地域	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		

３．災害応急対策計画
「第１０節　避難計画　５　町の避難計画　８　避難情報の種類」

【改定方針】
避難所の開設に関する追記・修正や避難情報の変更に伴う追記・修正。

【改訂箇所（一例）】 P138

●指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

【改訂箇所（一例）】 P141

●集中豪雨等、洪水・土砂災害予測時の三類型避難情報

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	【災害のおそれあり】 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

Ⅲ.今回の早川町地域防災計画の主要な改定箇所

３．災害応急対策計画
「第１１節　災害救助法による救助　５　災害救助法による救助」

【改定方針】
避難生活における福祉サービスの提供等について追記・修正。
【改訂箇所（一例）】 P151
●（７）福祉サービスの提供
①福祉サービスの提供を受ける者
災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者
（高齢者、障害者、こども、妊産婦その他の者）
②福祉サービスの提供の方法
災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

３．災害応急対策計画
「第２３節　消防計画　１０　林野火災の防御計画」

【改定方針】
林野火災の応急対策の留意点について追記・修正。
【改訂箇所（一例）】 P201
●（４）林野火災の応急対策の留意点
①町及び消防のとるべき措置
ア 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

４．災害復旧対策計画

【改定方針】
事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める旨について追記。
【改訂箇所（一例）】 P239
●災害復旧計画は災害発生後、被災した施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画する。 (略)なお、町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、県はこれを支援するものとする。

第３編　地震災害編

２．災害予防計画
「第３節　地震被害想定」

【改定方針】
令和５年５月に改定された山梨県地震被害想定調査が公表されたことを踏まえて、前提条件の地震を東海地震から南海トラフ地震に変更、報告書の内容の変更に伴う記載項目の見直し等の追記・修正。
【改訂箇所（一例）】 P254
●（１）前提条件
令和５（2023）年の調査報告書は、最新の科学的知見に基づき県内に被害を及ぼす想定地震の見直しが行われており、南海トラフの地震（想定外をなくすという観点からマグニチュード9クラスの巨大地震を想定）が追加されるなどしている。
本計画においては、調査報告書の中でも、特に町に影響が大きい想定地震一つである南海トラフの地震（東側ケース）を前提条件とした。
なお、想定の季節・時間帯は、火災の影響も考慮して、冬の夕方18時（風速8m）とした。

●南海トラフに係る地震防災対策強化地域（黄色で塗られた領域）と想定震源域（赤で囲まれた領域）の拡大図

